

山梨市公共施設一括 LED 化事業
募集要項

(令和4年8月10日変更)

令和4年8月

山梨市

目次

1.	募集要項の概要	1
2.	事業内容に関する事項	1
	1) 事業名称.....	1
	2) 公共施設の種類の種類等	1
	3) 公共施設の管理者の名称	1
	4) 事業の目的	2
	5) 事業方式.....	2
	6) 業務範囲.....	2
	7) 事業スケジュール	4
3.	事業者の募集及び選定に関する事項	5
	1) 事業者の選定に係る基本的な考え方	5
	2) 参加資格要件.....	5
4.	募集に関する手続等	7
	1) 募集要項の配布	7
	2) 実施要項に対する質問受付・回答.....	7
	3) 参加表明書及び資格確認書類の提出	7
5.	優先交渉権者の選定	12
	1) 優先交渉権者の決定方法	12
	2) 選定方法.....	12
	3) 審査方法.....	12
	4) 結果の公表	12
	5) 優先交渉権の無効及び取り消し	13
	6) 事業者を選定しない場合	13
6.	応募に関する条件.....	14
	1) 市の支払いに関する事項	14
	2) 契約上限額	14
	3) 募集の中止	14
	4) 費用負担.....	14
	5) 提出書類の取扱い・著作権.....	14
	6) 特許権	14
	7) 市からの提出書類の取扱い.....	15
	8) 応募者の複数提案の禁止	15
	9) 複数の応募者の構成員等となることの禁止	15
	10) 構成員の変更の禁止	15
	11) 提出書類の変更禁止	15
	12) 虚偽記載の禁止	15

1 3) P F I 事業に係る財政措置.....	15
7. 事業契約に関する事項.....	16
1) 基本協定の締結.....	16
2) 事業者の責任の履行に関する事項.....	16
3) 特別目的会社（S P C）の設立.....	16
4) 事業契約の締結.....	16
5) 事業契約の変更.....	16
8. 事業者の責任の明確化と適正かつ確実な事業の確保に関する事項.....	17
1) 誠実な業務遂行義務.....	17
2) 事業期間中の市と事業者の関わり.....	17
3) 業務実施状況の報告.....	17
4) 事業の実施状況のモニタリング.....	17
5) 事業の終了.....	17
9. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	18
1) 本事業の継続に関する基本的な考え方.....	18
2) 本事業の継続が困難になった場合の措置.....	18
3) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合.....	18
4) 市の事由により本事業の継続が困難になった場合.....	18
5) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合.....	18
10. 金融機関等と市との協議.....	19
11. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20

1. 募集要項の概要

山梨市（以下「市」という。）は、山梨市公共施設一括 LED 化事業（以下「本事業」という。）を、民間事業者の資金と経営能力等の活用を図る「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施するため、令和 4 年 7 月 1 日に公表した「山梨市公共施設一括 LED 化事業実施方針」（以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する意見・質問を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することが適切であると認め、令和 4 年 8 月 1 日に PFI 法第 7 条の規定により本事業を「特定事業」として選定した。

本募集要項は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり配布するものである。本募集要項に添付する要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）は、本募集要項と一体のものとする。なお、本募集要項に記載がない場合は、実施方針の規定が適用され、本募集要項と実施方針に相違がある場合は、本募集要項の規定が優先するものとする。

2. 事業内容に関する事項

1) 事業名称

山梨市公共施設一括 LED 化事業

2) 公共施設の種類の等

医療・福祉関連施設	6 施設（1, 070 台）
教育・学校関連施設	19 施設（7, 191 台）
公営住宅関連施設	15 施設（810 台）
スポーツ関連施設	17 施設（2, 004 台）
庁舎・公民・文化関連施設	31 施設（4, 165 台）
その他	31 施設（2, 483 台）
計	119 施設 17, 723 台

3) 公共施設の管理者の名称

山梨市長 高木 晴雄

4) 事業の目的

近年、世界中で地球温暖化の影響が叫ばれる中、国でも温室効果ガス排出量の削減について施策を推進することが責務となっている。また、水銀に関する水俣条約の発効によって水銀灯の生産・販売等が中止となり、同製品への更新が出来なくなるなど照明設備の取替も急務となっている。

市においても公共施設の照明設備を対象とした温室効果ガス排出量の削減と照明設備の更新について環境負荷や維持管理に寄与する LED 化の普及を推進しているところである。

本事業は、既設照明施設の LED 化の更新にあたり、資金調達面や施工、維持管理などについて民間事業者に委ねることで、長期間に亘って良好な保全状態で維持し、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図るとともに、政府が提唱する「地域循環共生圏」や国連が提唱する「持続可能な開発目標 (SDGs)」等の主旨に沿った事業とすることを目的とする。また、本事業は 2021 年に市が表明した「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ表明」に資する事業と位置付けるものである。

5) 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、PFI 法という。) 第 8 条第 1 項の規定に基づき市が選定した事業者が、対象施設の設計業務、施工業務、維持管理業務を事業契約書に定める事業期間中にわたって維持管理業務を遂行する、BTO 方式 (Build Transfer and Operate) により実施する。

6) 業務範囲

本業務において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりである。

① 調査業務

ア 現地調査

- ・既設照明灯の位置の調査 (所在地等設備管理上必要となる各種情報の調査)
- ・既設照明灯の設備の調査 (灯具の種類等の設備内容調査)

イ 電力契約照合等

- ・既設照明灯に係わる電力契約の調査及び現地調査結果の突合
- ・電力契約と既設照明灯との数量相違の把握・整合

② 照明灯管理システムの構築・データ更新

ア 照明灯設備の把握・管理及びデータの更新が容易にできる管理システム構築

イ 事業期間中に市が行う照明設備の修繕依頼や新設・移設・撤去等の移動連絡に係わるデータのシステムへの反映及び地図データの定期更新等の作業

- ウ 前項により作成された最新の管理システムデータの報告及び納入については、事業期間中、毎年度行うものとする。なお、報告は、電子的媒体（CD-ROM等）でも可とする。
- エ 事業期間終了後、市が容易に本システムを使用できるものであること。
- オ 市の台帳等に照明設備類に関するものがある場合、担当部署と調整を図ること。

③ 設計・施工計画・施工・施工管理業務

- ア LED化のメリットを最大限に享受できる設計・施工計画・施工・施工管理
- イ 利用者及び作業者の安全に配慮した設計・施工計画・施工・施工管理

④ 既設設備の撤去・リサイクル・廃棄処分業務

- ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事及び施工管理の実施
- イ 撤去した設備（灯具本体、グローブ、安定器等）の再利用、撤去品を項目ごとにリサイクルの具体的な方法について実施

⑤ 維持管理業務

- ア 事業者は、施設管理者等からの連絡に基づき、設備の調査・修繕を行う。
- イ 事業者は、照明灯に関する市からの移動連絡（新設・撤去・移設等）を受け付け、これに基づき管理システムデータを更新する。また、前項の修繕結果についても同様とする。
- ウ 本業務委託以前に設置した既設のLED設備についても、管理システムに反映し、契約終了まで同様に維持管理を行う。
- エ 事業者は、施設管理者等からの連絡受付のための窓口を設置し、少なくとも平日午前9時から午後6時まで、設備の修繕依頼を受け付ける。
- オ 修繕については、依頼を受けた日から起算して、原則3日以内に実施するものとする。ただし、緊急的な初期応動が必要な場合は、速やかに応急的な対応作業を実施する。その際に生じる費用は、その損害の原因により事業者又は市が負担することとする。
 - ・事業者が費用を負担する場合
 - a 火災、地震、落雷、破損、盗難、雪害・風害、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、且つ急激な事故によって生じた損害
 - b 設備の製品としての不具合による故障
 - ・市が費用を負担する場合
 - a 市ないし清掃など市の依頼による作業者の責による損害
 - b 噴火による損害
 - c 戦争・暴動・変乱による損害

- d その他、上記以外で、事業者の責に因らない損害
- カ 事業者は、設備について自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類・内容については市と協議の上、定める。

⑥ 事業検証報告

- ア 事業者は、提案により示した光熱費削減額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を市に提示する。
- イ 事業者は、前項の検証結果並びに修理・交換等の記録を、毎年度、市に報告し、市は当該報告の内容を確認する。

7) 事業スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定するが、事業者の提案による工期の短縮は可能とする。

日程	内容
令和4年8月1日(月)	特定事業の選定・公表
令和4年8月1日(月)	募集公告、募集要項等の公表
令和4年8月8日(月)	募集要項等に関する質問受付期限
令和4年8月10日(水)	募集要項等に関する質問・回答公表
令和4年8月15日(月)	参加表明書、参加資格審査申請書類受付期限
令和4年8月17日(水)	資格審査結果の通知
令和4年9月16日(金)	事業提案書等の受付期限
令和4年9月27日(火)	審査
令和4年9月29日(木)	優先交渉権者の決定及び公表
令和4年10月上旬	基本協定書締結
令和4年10月中旬	仮契約締結
令和4年10月下旬	本契約締結
令和4年11月～令和8年3月	整備期間(調査・設計・施工)
令和8年3月～令和18年3月	維持管理期間
令和18年3月	事業終了

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

1) 事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・施工段階から維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定に当たっては、民間事業者が本募集要項に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、市が要求する要求水準及び事業目的を満足することを前提として、公募型プロポーザル方式によって事業者を選定する。

2) 参加資格要件

(1) 参加者の定義

- ① 単独企業又はグループ（複数の企業の共同体）とする。
- ② グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が市との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。
- ③ 参加表明時は、応募者の構成員又は協力企業の全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- ④ 応募者は、過去5年以内に山梨県内公共施設において照明設備関連（施工に限らず設計等も含む）の受託実績を有する山梨市内に本店又は支店を置く事業者を構成員として1者以上参画させること。
- ⑤ 応募者は、応募を含むそれ以後の提案に係る諸手続き及び契約に係る諸手続きを行う。
- ⑥ 応募者又はグループ構成員のうち1者以上が、令和3・4年度山梨市入札参加資格者であること。
- ⑦ 応募者は、提案提出に基づいて事業運営を目的とした特別目的会社や管理団体等を設立することも可能とする。

(2) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税をいう。）を滞納していないこと。
- ③ 募集要項の参加表明書提出日（以下「提出日」という。）から本業務の実施者が特定されるまでの間、令和3・4年度山梨市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- ④ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与するこれと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- ⑤ 審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織において関連がある者でないこと。
- ⑥ 応募者、あるいは応募者グループの構成員及び協力企業のいずれかが、他の応募者、応募者グループの構成員又は協力企業として参加していないこと。

（3） 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員又は協力企業が次の役割を分担するものとする。
 - ア 事業役割...市の対応窓口となり契約諸手続を行い、遂行の責を負う。
 - イ 設計役割...設計・計画・監理に関する業務を主に実施すること。
 - ウ 施工役割...施工・施工管理に関する業務を主に実施すること。
 - エ 維持管理役割...設備の修繕に関する業務を主に実施すること。
 - オ その他役割...上記アからエまで以外の、金融、照明等管理システム構築及びデータ更新管理、その他照明灯設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。
- ② 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量を含む事業検証することができる者であること。
- ③ 施工役割を担う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可、又はこれに類する許可を受けた者であること。なお、施工役割を担う者は、建設業法第26条に基づき、監理技術者を選任すること。
- ④ 各種役割について山梨市内の事業者を積極的・優先的に活用すること。

4. 募集に関する手続等

1) 募集要項の配布

募集要項は、市のホームページにて公表する。

2) 募集要項に対する質問受付・回答

本募集要項及び資料に関する質問の受付・回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は、以下に示す電子メールのみとし、電話、FAX及び持参等は不可とする。電子メールの件名は、「山梨市公共施設一括LED化事業に係る質問書」とすること。

宛先：山梨市環境課

E-mail：kankyo@city.yamanashi.lg.jp

(2) 受付期間

令和4年8月1日から8月8日午後5時まで【必着】

(3) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめ、令和4年8月10日に市のホームページで公表することとし、個別の回答は行わない。

3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参または郵送する。なお、持参の場合は、土・日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、必ず「配達記録便」として発送すること。

(1) 受付期間

令和4年8月9日から8月15日午後5時まで【必着】

(2) 受付場所

山梨市環境課

〒405 - 8501 山梨県山梨市小原西 843

電話 0553 - 22 - 1111

FAX 0553 - 23 - 2800

E-mail:kankyo@city.yamanashi.lg.jp

(3) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

※グループで参加の場合、③～⑩については、構成員ごとに提出すること。

- ① 参加表明書（様式第2号）
グループで参加の場合は、代表企業名で作成し、提出すること。
- ② グループ構成表（様式第3号）
応募者の構成員又は協力企業を明らかにし、各々の役割分担（業務役割、設計役割、施工役割、その他役割（分担名を記載のこと。))を明確にすること。なお、グループで応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。
- ③ 法人等役員名簿（様式第4号）
応募者は、その構成員又は協力企業を含む全ての者の役員情報を漏れることなく記載すること。
- ④ 印鑑証明書
所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。
- ⑤ 商業登記簿謄本
現に効力を有する部分の謄本で受付日前3か月以内に発行されたもの。
- ⑥ 納税証明書
最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。
- ⑦ 財務諸表
最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。
- ⑧ 会社概要
 - ア 会社概要（様式第5号の1）
 - イ 企業状況表（様式第5号の2）
- ⑨ 特定建設業の許可証明書
建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。
- ⑩ 関連事業実績一覧（様式第6号）
様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。なお、事業実績には、PFI事業、ESCO事業や有償の省エネルギー診断を含めることができる。
 - ア 事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること。
 - イ 発注者：発注者名を記載すること。
 - ウ 受注形態：単独又はグループの別を記載すること。
 - エ 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記載すること。（千円単位）

- オ 契約年月日：契約締結日を記載すること。
- カ 事業期間：契約始期及び終期を記載すること。
- キ 施設概要：施設の主な用途、規模を記載すること。
- ク 対象設備：対象機器を記載すること。
- ケ 事業手法：PFI、ESCO、省エネ診断等を記載すること。
- コ エネルギー計測・検証の有無：事業で計測・検証有無について記載する。

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の確認結果は、文書で令和4年8月17日（水）に市から応募者（代表者）へ郵送により通知する。また、資格が確認された応募者（代表者）には、併せて提案要請書及び以下の配布資料を郵送する。

- ① 各施設の照明器具の仕様・台数・稼働時間・総合単価一覧データ
- ② 道路灯等の公衆街路灯契約データ(令和2年度分)
- ③ その他

(5) 事業提案書等の受付

提案要請書を通知された応募者は、市が提供する配布資料を基に、提案書を作成し、持参または郵送する。

なお、持参の場合は、土・日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、必ず「配達記録便」として発送すること。

① 受付期間

令和4年8月18日（木）から9月16日（金）午後5時まで【必着】

② 受付場所

山梨市環境課

〒405 - 8501 山梨県山梨市小原西 843

電話 0553 - 22 - 1111

FAX 0553 - 23 - 2800

E - mail:kankyo@city.yamanashi.lg.jp

③ 提出書類

提案者は、以下に示す提案提出書類・作成要領によるものとし、次の提出書類に表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを8部（正1部、副7部）提出すること。

ア 提案書提出届（様式第8号）

イ 提案総括表（様式第9号の1～第9号の2まで）

提案の全体概要及び全体費用を記載すること。また、LED化されることによる各施設の光熱費削減額についても算出すること。

ウ 資金計画表（様式第10号の1から第10号の3まで）

- a 事業者収支計画書（様式第 10 号の 1）
事業契約期間中の事業者収支（事業者分）について記載すること。（用紙は A 3 版横書き）
- b 資金計画書（様式第 10 号の 2）
外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法について記載すること。
- c 整備費等内訳（様式第 10 号の 3）
初期投資に係る費用及び維持管理費を記載の上、内訳を添付すること。
- エ 現地調査及び電力契約の調査に関する提案書（様式第 11 号）
現地調査及び電力契約の調査について記載すること。
- オ 使用機器提案書（様式第 12 号）
使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他灯具仕様に基づいた内容説明及び数値的根拠について記載すること。
- カ 施工計画・施工内容等に関する提案書（様式第 13 号）
施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び品質管理、工事完了期限、地元事業者の活用方法に関する内容を記載すること。また、既設設備撤去後の処理方法や管理システムの構築について記載すること。
- キ 維持管理等提案書（様式第 14 号）
設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点、管理システムの管理項目や更新頻度、緊急時の対応、地元事業者の活用方法で工夫している点があれば記載すること。
- ク 環境への配慮・事業検証報告に関する提案書（様式第 15 号）
廃棄物の処理方法や分別方法など環境への配慮に関する事項、事業検証報告についての測定や検証方法などについて記載すること。
- ケ 事業の目的及びその他市の状況を考慮した提案書（様式第 16 号）
本事業を通じて、市内事業者の活用や市内経済効果など、地域にどのような貢献が出来るか定量的・定性的かつ具体的に示すこと。

④ 作成要領

使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全て横書きで、原則としてフォントは MS 明朝体 11 ポイントで統一すること。ただし、図表等を用いる場合には、この限りではない。

各提案書類には、会社名、住所、氏名及びロゴマーク等提案者を特定できる表示を一切付してはならない。

提案書提出届（様式第 8 号）により提出書類の構成を示した上で各様式の 1 頁目にインデックスをそれぞれ付し、A 4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。

なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

- ⑤ 本募集要項、要求水準書及び質問回答書に記載されている要件を満たすこと。
- ⑥ LED 灯具以外に実施する上で必要な設備追加及び工事が出てきた場合、その都度市と協議し対応すること。
- ⑦ 市の計画及び想定するスケジュールに基づき調査、工事等を遂行できること。
- ⑧ 市内経済への貢献度については、具体的な提案を行うこと。
- ⑨ 工事期間内に工事が未完となった場合、照明灯工事が完了するまで、電気料金の差額を事業者が負担すること。
- ⑩ 照明灯維持管理計画書を提出し、市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。維持管理に係る経費は、原則として事業者の負担とする。
- ⑪ その他、本募集要項及び要求水準書に定めることのほか、提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- ⑫ エネルギーに関する換算値
CO₂ 排出量削減等の試算にあたっては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO ₂ 排出係数	備考
電気	0.447(kg-CO ₂ /kWh)	東京電力 R4 年度参照

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以後の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第7号）を1部、山梨市役所環境課に持参又は郵送（必着）で提出すること。

(7) 募集要項等の変更

募集要項等の公表における民間事業者の質問を踏まえ、必要に応じて募集要項等の内容を見直し、変更を行うことがある。その場合には、募集要項等の公表と同じ方法で速やかに公表する。

5. 優先交渉権者の選定

1) 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者決定方法の詳細は、山梨市公共施設一括LED化事業審査基準書による。

2) 選定方法

本事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行い、事業者の選定にあたっては、提案の審査を厳正かつ公平に行うため、山梨市公共施設一括LED化事業公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）における審議を経て優先交渉権者を選定する。

審査委員は以下のとおりである。

—	所属
審査委員 1	外部有識者（環境）
審査委員 2	外部有識者（行政・地方自治）
審査委員 3	外部有識者（経営）
審査委員 4	内部審査委員 1
審査委員 5	内部審査委員 2
審査委員 6	内部審査委員 3

3) 審査方法

審査委員会において提案内容（プレゼンテーションにおける説明等を含む）を総合的に評価、最も評価が高い事業者を最優先交渉権者とする。また、2番目に評価が高い事業者を次点交渉権者とする。なお、審査委員会は非公開とし、審査及び選定基準については、別途、提示する。

4) 結果の公表

市は、優先交渉権者を選定した場合、参加者に対して速やかに通知するとともに、選定結果及び審査講評を市のホームページにより公表する。

5) 優先交渉権の無効及び取り消し

市は、選定された優先交渉権者が事業契約締結までに、募集要項に定める参加資格を喪失したときは、優先的交渉権を取り消す場合がある。

6) 事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、提案の評価及び選定において、選定事業者が無い、あるいは、いずれの参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。

6. 応募に関する条件

1) 市の支払いに関する事項

市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条に規定する債務負担行為及び当該年度の予算に基づき、事業者から提供されたサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価（以下、「サービス購入費」という。）を事業者に対して支払う。市が事業者を支払うサービス購入費は、LED 整備に係る対価及び維持管理業務、事業検証報告業務等から構成される。

市は、事業者を支払うサービス購入費については、毎年度、1 回支払うことを基本とする。なお、物価変動等に著しく上昇があった場合、契約金額について協議することがある。

協議方法の詳細については、事業契約書によること。

2) 契約上限額

本事業の契約上限額は以下のとおりである。

1, 834, 000, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※提案額が契約上限額を越える場合は失格とする。

3) 募集の中止

募集を公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、募集期限を延期し、又は中止することがある。

4) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

5) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

6) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、

施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

7) 市からの提出書類の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

8) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

9) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

10) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市との協議を行い、市がこれを認めたときはこの限りでない。

11) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

12) 虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

13) P F I 事業に係る財政措置

本事業は、P F I 事業に係る地方財政措置の活用を前提としているため、その趣旨に沿った提案を行うこと。

7. 事業契約に関する事項

1) 基本協定の締結

優先交渉権者選定後、市と事業者は速やかに基本協定を締結する。

2) 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に従って責任を履行することとする。事業契約の締結にあたっては、事業の履行を確保するために100分の10以上を納付することとする。なお、山梨市財務規則132条に定める契約保証金の納付の免除条件を満たした場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

3) 特別目的会社（SPC）の設立

優先交渉権者は、本事業を遂行するために会社法に定める株式会社等としてSPCを設立することができる。市は優先交渉権者と契約内容の明確化のための協議を実施し、協議内容に基づき、SPCと事業契約を締結するものとする。また、SPCを設立する場合には仮契約締結までに設立することを要する。

4) 事業契約の締結

市は、優先交渉権者と事業契約に関する協議を行い、仮契約を締結する。なお、この仮契約は、市議会の議決を得て本契約となる。

5) 事業契約の変更

本契約締結後、市と事業者との間の協議により、詳細調査後等に契約を変更することがある。

8. 事業者の責任の明確化と適正かつ確実な事業の確保に関する事項

1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、提案書類及び事業契約に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

2) 事業期間中の市と事業者の関わり

- (1) 本事業は、事業者の責任において実施される。また、市は適宜、事業実施状況の確認を行う。
- (2) 原則として市は事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接連絡調整を行う場合がある。
- (3) 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意を持って協議する。

3) 業務実施状況の報告

事業者は、事業契約に定めるところにより、業務実施状況を市に報告し、市の確認又は承諾を受けなければならない。

4) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業契約書に定められた業務を事業者が確実に遂行し、事業契約書に定める業務要求水準が達成されているかを確認するとともに、本事業の安定的継続を確保するためモニタリングを行う。モニタリングの詳細については要求水準書を参照すること。

5) 事業の終了

事業期間が終了する以前に、事業の継続が困難となり、事業を終了する場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

9. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1) 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するためには、現実性のある事業計画と適格な事業者の採用、市と事業者における適切なリスク分担、全ての合意事項の事業契約書における明文化、事業遂行の定常的な監視を行うモニタリングの実施などが重要である。しかし、こうした措置にもかかわらず事業の継続が困難となった場合を考慮し、事業契約書において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2) 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合にはその発生事由ごとに次の措置をとることとする。

3) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者が要求水準書に定められたサービス水準を継続的に達成することができないか、サービス水準の未達の程度が深刻である場合、市は、事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。市の改善勧告にもかかわらず改善されない場合、市は事業者に当該サービスを行う者の交代を求めることができる。こうした措置にもかかわらず、事業の継続が不可と判断される場合、市は事業契約を終了し、新たに事業者の選定を行う。

4) 市の事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解約することができるものとする。この場合、市は事業者が被る損害を賠償する。

5) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

市及び事業者は、いずれにも帰責事由のない事項もしくは不可抗力により本事業の継続が困難になった場合、事業契約書の規定に従い、本事業の継続のために適切な措置をとる。それにもかかわらず、本事業の継続が不可能と判断される場合、本事業を終了する。

10. 金融機関等と市との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

11. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の支援に関する措置は想定していない。

3) その他の支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、協力を行う。